

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊春日井駐屯地
第408会計隊春日井派遣隊長 赤塚 弘樹

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
4QHY14000010		4RSL1CM0006 0001					
品名 または 件名							
大腸がん検診 (A) ほか1件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
予定数量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
20.00	PS						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
春日井駐業				春日井駐業 衛生科 宮次2曹 (332)			
搬入場所				納 期 または 工 期			
春日井駐業 衛生科 宮次2曹 (332)				令和6年4月1日 (月) ~ 令和7年3月31日 (月)			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊で使用する入札及び契約心得並びに標準契約書によるものとし、会計隊事務室に備え付ける。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない
入札日時場所：令和6年3月12日 (火) 10時20分 春日井駐屯地会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 違約金について

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

(2) 契約条項について

陸上自衛隊で使用する入札及び契約心得並びに標準契約書は、陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページに掲載しています。

(3) 別紙のとおり

(4) 落札決定方式

件名別の予定総価とするも契約締結は、入札単価×予定数量の単価契約とする。

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び、第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和04・05・06年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）に登録手続きを完了した業者で、東海・北陸地区の「役務の提供等」D級以上の競争参加資格を有する者。
- (3) 防衛省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進について、入札参加者は、入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行うものとする。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基く指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

2 落札決定方法

- (1) **単価決定（消費税抜）**
- (2) すべての品目について同等品は可とするが、同等品で見積もる場合は、入札日前日までに承認を受けるものとする。
- (3) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。（同価の場合は抽選決定）
- (4) 入札書に記載された金額に10%に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、各入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（消費税抜きの金額）を入札書に記載すること（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる）。なお、軽減税率を適用する物品については、入札書に記載された金額に8%に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、各入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額（消費税抜きの金額）を入札書に記載すること（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる）。

3 仕様書及び入札書の配布

当会計隊事務室にて配布する。

4 入札及び契約条件

違 約 金：落札者が契約を結ばない場合、落札金額の100分の5以上、落札者が契約締結後その義務を履行しないときは契約金額の100分の10以上を徴収する。

5 入札の無効

- (1) 第1項で示した入札資格のない者の入札、入札者等が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合。
- (2) 指定の時間に遅れた入札。
- (3) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難い入札。
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札。

- (5) 入札書の内容の訂正に押印のないもの及び親金額の訂正
- (6) 同一業者がした2以上の入札

6 適用する契約条項

駐屯地用標準契約の役務請負契約条項、談合等の不正防止に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、単価契約に関する特約条項及び保有個人情報等の保護に関する特約条項とする。

7 契約書の作成

落札決定後、速やかに作成する。(契約金額が50万円未満の場合は作成省略)

8 公告掲示場所

本公告は、陸上自衛隊春日井駐屯地、守山駐屯地、久居駐屯地、豊川駐屯地各会計隊ほか中部方面会計隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/> に掲示してあります。

下記QRコードからでも閲覧が可能です。



9 その他

- (1) 電信・電話、FAXによる入札は認めないが指定期日内の郵便による入札は可とする。尚、郵便入札の締切は入札日の前日までとする。
- (2) 再度入札になった際は、別途通知する。
- (3) 入札参加者は資格審査結果通知書(写)を入札日の前日までに郵送又はFAXにより提出する。
- (4) 代理人による入札の場合は、入札執行に先立ち委任状を提出すること。(書式は随意)
- (5) 市場価格調査にご協力ください。
- (6) 入札に関する事項の問い合わせ先

〒486-0803

愛知県春日井市西山町無番地 陸上自衛隊春日井駐屯地

TEL 0568-81-7183

FAX 0568-81-9072

入札関係 担当：加藤 (内線377)

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕様書番号	
大腸がん検診役務 (大腸精密検査)		衛生－1	
		作成年月日	令和6年2月26日
		変 更	
		作成部隊名	春日井駐屯地業務隊衛生科
<p>1 総 則</p> <p>1.1 適用範囲 この仕様書は、陸上自衛隊春日井駐屯地が実施する大腸がん検診役務について必要な事項を規定する。</p> <p>1.2 用語の定義 この仕様書における「甲」とは官側を、「乙」とは医療機関側をいう。また「検診」とは、大腸精密検査をいう。</p> <p>2 役務に関する要求</p> <p>2.1 役務の種類 乙の行う検診の種類は、以下の通りとする。</p> <p>2.1.1 大腸がん検診（A）</p> <ul style="list-style-type: none">a) 検診の事前診査及び受検者への説明b) 検診の事前処置（大腸洗浄薬及び内服薬等を含む）c) 検診の実施（内視鏡による検査とし、全大腸を基準）d) 受検者及び甲に対する検診結果及び各月毎の受検者リストを翌月末までに通知e) 異常な検診結果は、d)項にかかわらず、受検者及び甲に早急に通知 <p>2.1.2 大腸がん検診（B） 大腸がん検診（A）に加え、医師が必要と認めた場合、受検者へのインフォームド・コンセントのもと鎮静下での検診を実施</p> <p>2.2 委託する医療機関 消化器科もしくは消化器内科を標榜する、健康保険取り扱い医療機関とする。</p> <p>2.3 役務の要領</p> <p>2.3.1 検診実施場所 乙が指定する場所とする。</p> <p>2.3.2 検診日時 乙が指定する日時とし、細部は甲、乙及び受検者相互の調整による。また甲は、指定の日時及び乙の指示事項を厳守するよう、受検者を指導するものとする。</p> <p>2.3.3 検診人数 20名を予定する。</p> <p>2.3.4 契約期間</p> <ul style="list-style-type: none">a) 本契約締結日より令和7年3月31日まで。b) 検診結果及び受検者リストの通知は契約期間内までに完了するものとする。 <p>2.3.5 検診に必要な資器材等 検診の実施に必要な医薬品、材料、器材等は、乙において準備するものとする。</p> <p>2.3.6 本委託契約外の医療行為 検診の結果、検査当日中に本委託契約外の医療行為が必要となった場合は、本委託契約部分を含めて受検者の自衛官診療証もしくは国家公務員共済組合員証を使用した保険診療とし、窓口一部負担金については受検者が支払うこととする。また、乙は甲に対し、当該医療行為に対する請求を行わない。ただし、検診結果に対する医療行為を別の日に設定する場合は、この限りではない。</p> <p>2.3.7 委託契約 本役務については、別に定める検診委託契約を、甲乙において締結し実施するものとする。</p> <p>3 監督及び検査 監督及び検査は、乙が発行する検診結果通知等に基づき、実施する。</p> <p>4 その他の指示 本仕様書に関して疑義等が生じた場合、その都度甲の指示を受けるものとする。</p>			